

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定
根拠条例・規則等名		高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
条 項		第 1 7 条
所 管 部 課		建設局 北部建設事務所 建築指導課(電話：048-646-3235) 建設局 南部建設事務所 建築指導課(電話：048-840-6236)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>法第 17 条各項</p> <p>第 17 条第 2 項第 3 号に掲げる事項が、建築物移動等円滑化基準を超え、かつ、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合すること。</p> <p>第 17 条第 2 項第 4 号に掲げる資金計画が、特定建築物の建築等の事業を確実に遂行するため適切なものであること。</p>
	設定等年月日	平成 15 年 4 月 1 日設定 平成 19 年 3 月 31 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	30 日間
	設定等年月日	平成 15 年 4 月 1 日設定 平成 20 年 4 月 1 日最終改正
備 考		